

1. 件名

日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（67）

2. 日時

令和2年11月10日（火）16時10分～17時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁：

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、大塚安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

日本原燃株式会社：

開発設計部長、他13名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しているため、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1 被ばく経路ごとの線量評価パラメータ

資料2 第380回審査会合コメントへの回答

資料3 添付書類八（4/1 施行の事業規則第3条第2項第8号関連）等の補正方針について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは定刻となりましたので、本日の
0:00:04	ヒアリングを始めたいと思います。
0:00:08	では
0:00:10	原燃のほうから資料について説明をお願いします。
0:00:16	はい、日本原燃触れたんです。それあの単価の説明者交代しまして資料3のほうから説明させていただきます。
0:00:27	日本原燃宮内でございます。そうしましたらすいません説明の都合で資料3のほうから御説明さしあげたいというふうに思います。添付書類8等の補正方針についてということで、以下3点
0:00:44	対応方針ご説明申し上げたいというふうに思います。まず1番目として添付書類8というものが今回の補正の中で新しく追加されることとなります。こちらにつきましては、去る4月1日に施行された事業規則第3条第2項第8号の関連の対応ということになってござい。
0:01:04	まず内容としましては、具体的には施行された品管規則並びにその解釈をもとに記載を行っているもので、添付書類8につきましてはもっぱら品管規則の解釈をもとに記載になったものでございまして記載内容立て付けにつきましては、
0:01:24	当社の中で、4月17日日剛性させていただきました。廃棄物管理事業の変更申請書の添付資料8をベースにしてございまして、かつ、そこに対して廃棄物埋設施設に適用される法令要求事項の差異等を踏まえて、
0:01:42	幼保読みかえ並びに前以下に示す事項ということで修正を図ってございまして。一番大きいところといたしましては廃棄物埋設につきましては、当社の他事業に比べまして設工認ということはないということが特徴でございまして、そういう中身を踏まえた
0:02:01	来再掲をした結果として、設計及び工事等に規則の中ではグレード分け入ってございましてそのグレード分けを適用してございませぬ。
0:02:10	また検査担当箇所につきましては、設計及び工事等の各段階における設計レビューについても実施しないというところでございますので、三番目としまして五つ工認の対象施設ではないと、今ほど申し上げた中身でございますが、
0:02:27	設工認対象設備がないため、その後の設計のアウトプットを愛する検証において、こちら規則の案で規則とか解釈の中に入っているいわゆる設計1設計にという開削とか規則の中に入っている所定の様式を用いた資料作成というのは実施しないということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	規則の規則と解釈、それに対応した資料となっておりますがそういったところの採用、わかるようにして添付書類 8 点を作っていく方針としてございます。
0:02:59	2 番目といたしまして添付書類 1、経営的相補性方針ということでございます。こちらにつきましては、埋設事業の前の一部補正の提出、2020 年の 1 月 20 日以降を再処理事業等、当社の事業の一部補正において、
0:03:17	ここの登用の低添付する中で資金的な裏付けの根拠であるとか契約名称、料金の種別等に関して記載の充実化を行って参りました。従いましてこの埋設事業の事業変更許可申請に一部補正におきましても、
0:03:34	行政措置を踏まえて資金確保の方法等について追記をする予定でございます。
0:03:40	合わせまして、
0:03:44	それちゅうの受け入れ計画及び埋設計画については、最終の見通しを踏まえた数量の更新というのを行う予定でございます。
0:03:53	最後三番目でございますが、添付書類にということで、技術的能力の補正方針ということでございます。こちらにつきましても同様に、去る 1 月 20 日の前回の一部補正提出以降 1 日に先ほどの品管規則ですね。
0:04:10	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制基準に関する規則が施行されたことも踏まえまして、いわゆる新検査制度に関わるは保安規定認可後における品質保証活動、こちらにつきましても、去る 9 月 16 日に認可いただいておりますので、
0:04:27	こちらの保安規定がを反映した品質保証活動に関する記載を追記するという事で補正をする予定でございます。
0:04:35	合わせて今回の補正のタイミングで対応する最新の要員数に更新するという事でございまして、以上 3 点、添付 8 だけではございませんでしたが、浪江 J-PARC 添付して B の補正方針については、いかように対応を進めたいというふうに思っております説明は以上です。
0:04:53	。
0:04:55	はい。
0:04:58	はい。
0:05:00	規制庁のすごい。
0:05:03	一つ目の点パッチの
0:05:06	すいません、ちょっとここ、
0:05:09	こちら私がわかんないだけで申し訳ないんですけども、いわゆる設計値や設計にっていうのは、検討、これは名原燃の方で何回やっているものなんですかそれともそれとも国、国からってか法律規則等で何かこういうものを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	様式を用いて何か検証をするっていうふうになっているものなんですか。
0:05:32	日本原電の宮内でございます。今の御質問については、まことにサカヤ向斜となつてございまして、この品管規則の解釈の中で、この研修病院でこういう設計のこういう様式でACを作成しましょうと特にこれは発電炉のほうに寄与されているものでございますが、
0:05:50	発電の中で実際今使ってる様式というのがこの規則解釈をもとにつくられているものでございまして、見え、
0:05:59	そういう意味では事業性が見つかるというよりはこの規則等に基づいた対応ということでございます。
0:06:06	規制庁のスゴウです品管規則で求められてるっていうことを承知しましたので、そのときに、裾野接公認のルールっていうところが、このいわゆる設定値とか設計に
0:06:23	ていうのをにかかってくるものなんで出力がすいません私の勉強不足で申し訳ないんですけども、
0:06:32	日本原燃の宮内です。ですね。
0:06:38	例えば設工認があるケースは基本的に品管規則並びに品管規則の解釈は設工認がある施設、
0:06:47	っていうの軸にして
0:06:51	内容が構成されてございまして、大きくざっくり言うと、要は特に詳細設計、基本設計詳細設計実施設計というステージが設工認の中では登場すると事業許可俗に設置許可申請の中で基本設計をしていく。
0:07:10	で、この品管規則の中で、設工認をしていくときにその詳細設計をする基本方針を立てなさいというようなことが書いてあったりしてその方針をもとに詳細設計をしてその方針をレビューした後に1設計について、そういう実績をレビューして、そういうようないっぱい階下のレビューの流れというのが、
0:07:30	規則並びに解釈の中に入つてございまして、いうところでございますが、埋設施設の場合はそう設工認プロセスがない段階で、今現在、埋設事業の品質管理の立て付けの中では事業変更許可申請を書くところを基本設計、
0:07:48	これ以降の段階を詳細設計というふうな言い方してございまして埋設施設の埋設事業の場合でいうと、主には俗に施設確認申請と我々お客様廃棄物確認申請の中で書くようなところが、そういう詳細設計とか実績に近いものと、
0:08:07	いうようなところございましてこういうところが規則上明確な定義がない状況でございますので、我々としては今の運用の中で一番現実に近い形、そういった事業許可変更以降の施設確認使う設計を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:24	設工認に相当する設計というふうに位置付けて進めてきているところではございます。その中でここで言う、こういう様式を使った資料作成というところがそこまで細かいステップに分かれてるわけじゃないので、もちろんレビューとか検証は、
0:08:42	必要に応じて進めるわけですが、こういった様式を使う所でもないだろうというところではございます。
0:08:50	課制庁のスゴウです
0:08:53	ありがとうございます。あれずに今最後おっしゃってたんですけど、検証をしないということではなくて、この要は書しこの設計値とか設計について何か様式は
0:09:08	用いないっていうそういう理解でよろしいですか。
0:09:12	日本原燃のミヤウチで採用でございます。
0:09:15	規制庁のスゴウです。その観点で、(2)のほうもなんですけど。
0:09:21	ここ、この設計工事等の各段階で設計のレビューはしないっていうのは、これはせつ工認がないとかっていうのと何か関係するんでしょうか。
0:09:34	いえ、日本原電の宮内でございます。発行につきましてはこれは新検査制度が一部入ってございます検査担当箇所は検査の独立性を求めるとことで、設計のレビューとかではなくて結果がちゃんと
0:09:50	基準に適合しているかということ自主検査等によって計算をするところが検査官統括の役割ということでございまして、内容に踏み込んだ対応っていうよりは独立性を意識した記載という意味で検査官とぽっと書かせてもらってます。
0:10:05	規制庁のスゴウ社、ここは要は役割分担をちゃんと明確にした結果と、そういうことで、そういう理解でよろしいですかね。
0:10:14	日本原燃のミヤウチですさようでございます。わかりました、規制庁のスゴウですわかりました。ちょっといずれにしても、申請されてからでないちょっと中身見れないんで。わかりました。わからないんですけども、方針としては承知しました。
0:10:43	ですから、
0:10:46	規制庁の鈴木です。
0:10:48	資料3については、その他何かありますでしょうか。
0:10:55	はい。
0:10:57	日本原燃フルタB3の資料3については、こちらからは以上です。はい、ありがとうございます。では、資料1について説明をお願いします。
0:11:07	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	日本原燃のペーパーでございます。それでは資料 1 について御説明いたします。
0:11:18	また資料 1 は先日前過誤 1 月 2 日の品或いは審査会合の景気悪化を受けて作ったものでございます。特にヒアリングのコサインの
0:11:34	被ばく経路ごとにパラメーターを整理して欲しいというご意見ございましたので、それをベースに整理してございます。
0:11:45	ちょっと細かい値の説明はしませんが表の構成としましては、まだ 1 票ということで、日一番左側に被ばく経路を書きまして、整理しておりましてそれぞれその被ばく経路の評価に際して使うパラメーターということでその右の欄、
0:12:04	パラメーター名を書いて旨みにばい菌設定という形で整理してございます。
0:12:11	またその確からしい自然事象シナリオと厳しい事象シナリオで屋台が使ってるかっていうのわかるように今比較できるような表現をしてございます。
0:12:22	今回の被ばく経路の選定の見直しに伴って除外した経路も一応参考として載せてございます。
0:12:32	まずいで。
0:12:34	1 ページ名は任用にかかるということで、さわ移動については評価しないということになりますれば、
0:12:45	記載してございます。
0:12:47	同じく下は水産物の摂取による内部被ばくですが、こちらは、
0:12:52	基本的には設定値としては同じいばい行政、
0:12:56	以降も同じような感じで整理しておりまして、対象とした被ばく低温にそれぞれどういうパラメーターなんてどういう設計をしております。
0:13:11	1 点もございます。
0:13:15	確からしい自然女子事象シナリオについては居住者だけを対象にしているということもありまして、ちょっと厳しい。
0:13:24	しかし自然事象シナリオについては居住者に該当しないものについては／なっております。
0:13:33	それが 3 ページ目まで続いて、
0:13:36	いっす。
0:13:38	第 3 条第 4 表は頻繁にも載せておりますけれども、それぞれ
0:13:45	評価対象個人に対してどういう経路を
0:13:49	評価するのかっていうのを表で整理したものをまた再掲してございます。
0:13:54	添付資料 1 のほうですが、こちらはあの審査会合の過温 2E と。
0:14:02	特に款のための考え方を説明しましたけれども、やはりその現実的な設定が、
0:14:11	できないことをきちんとするというので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	それぞれ生活様式にポンプ／目立っただけのポンプ抜粋でございますけどもそちらをつけてございます。
0:14:28	目次のほうは、一応あの図パラメーターの全体を示してございます。生活様式に関するパラメーターは第5表ということで、昔の2ページ目ですね、そちらにある第5表のところを回復しまして第5表のところを今抜粋で、
0:14:46	付けしてございます。
0:14:49	被ばく経路の見直しに伴いまして、使用しないパラメータもございますが、そこらは目次のほうでも削除しておりますし、まだ明確な根拠手法でも拝聴させて見え消しの形で削除すべき削除しております。
0:15:08	1例をちょっと御説明いたしますか。
0:15:16	いや、ちょっとページでいきますと補足の9-58ページで水産物件目の摂取量ということで、パラメータ整理してございますが、
0:15:30	以上が落ちたときにいろいろついているところが今回改めてちょっと追加したということで、
0:15:38	もともとの設定、
0:15:42	地域ということで、設定値自体が抱えてございません。摂取量につきましては、6ヶ所村周辺の食品摂取量調査に基づいて設定してございます。
0:15:55	設置摂取量としましては、
0:15:59	従事していわゆる統計データをベースにしているということで、漁業従事者等平均、これは漁業者たち以外も含めた全体の平均ですけども比較して線量が厳しくなるようにおシマに働き方と対応している。
0:16:15	いえ、いえ。
0:16:18	基本的には保守側な値が厳しいシナリオで使うような値を設定しているということです。
0:16:25	ではなぜその現実的な設定をしないのかっていうのがその下のポツになりますけれども、
0:16:33	当然その摂取量自体は聴かせたいいんによってある程度変動するということは考えられますけれども、
0:16:41	摂取量自体が大きく変動するこれが桁で売れるっていうこともございませんし、
0:16:49	その変動自体は小さいものであろうということで、
0:16:53	出だしからし実践自然史のシナリオ等厳しい自然宿舎では同じ保守側の設計値としているということで、パラメーターの特性、市場希釈等ではですねやっぱり桁でまあ当然ずれるっていうことはありますけど摂取量自体は、それを聞くフレーズ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	そうではないということで
0:17:15	表には
0:17:16	確からしいシナリオでもまた予算をしているというものでございます。生産物の摂取は1例として次3月の摂取量を今御説明しましたけども、そのほかのパラメーターも
0:17:29	基本的にはすべてが厳しい自然事象シナリオで用いるような保守的な設計としているということで、それぞれのパラメーターの特性を踏まえると、
0:17:43	大きく変動するものではないということで、またその確からしい設定を
0:17:52	用いたとしてもですね、過剰な保守性を持っているものではないというふうに思っておりますので、基本的には、そういった考え方を整理して今の設計思想としましては、確からしい姿勢に処しシナリオと、
0:18:08	厳しい自然事象シナリオは同じで同じあったよ。
0:18:13	保守がまた養成しているというところでございます。
0:18:17	ちょっと
0:18:19	ほかにパラメータ沢山ございますけれどもちょっと基本的な考え方今御説明した動いてます。
0:18:28	説明は以上でございます。
0:18:47	規制庁の大塚でございます。御説明ありがとうございます。ちょっとすでにですね過去のヒアリングとか審査方針、審査会合の中で、一般議論してきたところも若干あると思うんですけども、今回その審査方針を立てたということで、
0:19:05	とそこへの適合性という観点で若干その一部議論をもしかしたら同じような過去に一度議論したところを再度確認させていただくことになるかと思いますが、ご了承ください。まずですね、厳しい線照射量等可能性の高い自然事象シナリオで同じパラメータを設定するものに関し、
0:19:25	審査方針では、絵とパラメータの特性を踏まえて、
0:19:32	最も可能性が高い高は確からしい値を設定してくださいという審査方針になっていますんで、今補足説明資料の9-58棟級の65と9の72
0:19:49	のところのパラメーター、これらは厳しい応答可能性が高いこれ同じ値を使っているんですけども、ちょっとその理由は、
0:19:59	線量評価に大きな影響を与えるような変動が想定されないからって書いてあるんですけどそれがそのパラメーターの特性だという理解でよろしいでしょうか。
0:20:14	日本原燃の和田でございます。今オオツカさんおっしゃる通りでございます特性としましては、どれだけの変動があるかといったようなところと、それが線量の結果にどう影響するか。
0:20:27	いう観点で、今は整理してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:33	規制庁の大塚でございます。今のお考えは理解しました。ちょっとその書きぶりとしてですね、今の書きぶりだとその線量に影響がないから同じ値でいいんですっていうふうに読めてしまうので、少し審査方針、
0:20:51	趣旨は理解したんですけども、ちょっと若干その政策方針に書いてあることですね、少し合わないのかなという気がしております、ちょっと若干その書きぶりをですねさっき口頭で御説明いただいたようなここをですねもう少し盛り込んでもらえると、明確にその審査方針とあって、
0:21:08	合ってるということが文章上からも確認できるのかなと思っております。
0:21:17	日本原燃のコザワでございます。ご意見の承知いたしました。少し
0:21:21	表現のほうは新法次
0:21:24	に合うように、ちょっと修正が伝えます。はい。
0:21:29	規制庁の大塚でございますけどよろしくお願ひします。
0:21:32	だとちょっと若干各論幾つかちょっと表現ぶりの本当の話がメインなんですけれども、まず 9-58 の設定根拠の 3 ポツ目。
0:21:46	当水産物の摂取量として、
0:21:50	上記文献から採用する際には漁業従事者等平均を比較してないんですけど、これ漁業従事者の何等、何の平均を比較するのかをちょっと明確化していただきたいと思ひます。
0:22:02	言いたいことはわかるんですが、えっと書いてくださいということです。
0:22:08	日本原燃の誤差でございます承知いたしました。はい。ページ量を比較したっていうことを明確に記載いたします。
0:22:16	はい。
0:22:17	よろしくお願ひ規制庁の大塚でございます。次に途中の 67 なんなんですけれども、
0:22:31	9-67 の設定根拠の 4 ポツ目に農産物の割合の公式が書いてあるんですけども、
0:22:40	この式で、市場希釈係数が出るのはなぜでしょうか。
0:22:49	日本原燃のコザワでございます。こちらは実際の
0:22:56	工作される畑の面積、割合出してるんですけども、その分は 6ヶ所村の方策面積ということでそれ、その面積で層厚ヶ所村では農産物が生産される、そのうちの
0:23:13	汚染されてるといいうわゆる放射性物質を含む農産物が生産されるのはその埋設地と埋設地川流域、
0:23:22	の面積。
0:23:24	ですのでそれが市場に流通したら、どういう割合で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	汚染される物質が
0:23:31	自立するかという観点で、一応面積。
0:23:36	6ヶ所村のその全体の農地の面積と、あとは
0:23:41	設置のか、周辺か流域での面積4比率でそれが市場希釈に該当するというふうな考え方で算定したんです。
0:23:52	規制庁の大塚でございます。そうしますと、この3点を前提に6ヶ所村の出戸れるその収穫量農産物の収穫量を人口で割ると、6ヶ所村の中で全部自給実測ができるんだという前提にあって、
0:24:09	で、その余汚れたところ等、そうでないところの割合で所希釈係数が出るとそういう計算をしているということですか。
0:24:20	要は今ここに書いてあるのは目の面積比だけなんですけれども、主蒸気さ係数は年間摂取量に対して等放射性物質を含んだものをどれだけ取るかということなので、いわゆる収穫量のパラメータが入ってこないと多分計算は出ないと思うんですよ。
0:24:46	。
0:24:47	日本原燃の小澤でございますし、
0:24:51	接種量自体はですねそういう、そういう水と仮定として6ヶ所村でとれた
0:24:59	この
0:25:01	すべて6ヶ所村で消費するっていう前提にはなってますけれども、
0:25:06	その中で、どれぐらい
0:25:11	が、放射性物質で汚染されたものになってるか。
0:25:17	いうことにそういうかって。そういう仮定は置いておりますけれども、そんな資料。
0:25:27	摂取量をどう考えるかということになりますけれども、基本的には取れたものはすべて場所まで消費されると。
0:25:37	いう前提に立ったときに、
0:25:40	ちょっとません終了との関係も示しますけれども、
0:25:44	本当に高齢すべてが賄えるだけの収穫量なんだという前提多分あのそこもきちんと整理した上で、そういう仮定を置いてるっていうのはちょっと明確にしたいと思います。はい。規制庁の田中でございます。そう水産物Mの市場希釈係数のその設定のところで、
0:26:02	尾駸沼で取れる総漁獲量を6ヶ所村の人口で割って1人当たりの量出してそれにみかん年間の農業水産物の摂取量に満たない部分は数%から買ってくるっていう、確かそういうあの計算をしたかと思うんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	それに対してこの農産物の主蒸気係数のところだけ評価式の考え方がちょっと違うみたいなので、確認させていただいた次第です。で、先ほど申し上げましたように、もし6ヶ所村で取れる個目なり野菜なりのトータルの量を
0:26:36	人口で割り戻したときに、要は年間摂取量10分賄えるだけの量があるということであればおそらくこういう計算式が成り立つと思うんでちょっとその点明確化させていただければと思います。
0:26:49	日本原燃構造でございます。承知いたしました。摂取量とのここで仮定した。
0:26:56	取れる。
0:26:57	国保料等で試料との関係は明確にしたいというふうに思います。
0:27:04	規制庁の大塚でございます。次にですね、9-68ページなんですが、
0:27:12	ちょっと確認だけなんですけれども、
0:27:16	漁業従事者のダスト濃度。
0:27:19	漁業従事者がそのするダスト濃度が 2.0×10 のマイナス8乗で設定されてるんですけれども、このダストに含まれている放射性物質の濃度ってのは、これはどういう算定をされてますでしょうか。
0:27:37	日本原燃のコザワでございます。
0:27:40	こちらはですね
0:27:44	その土壌の汚染からのダストのことですので、前設置Eで、労働作業した場合ということで、前設置の
0:27:55	いわゆる土壌の濃度はすべて共通です。前設置国道側に流出して、
0:28:05	汚染された同省情報への
0:28:11	その際のダスト濃度ということを考えています。
0:28:16	規制庁の岡でございます。とそそうしますと状態設定との関係でいうと、漁業従事者が廃棄物埋設地を行う屋外労働作業ってこれは何を想定されてますでしょうか。
0:28:33	日本原燃の誤差でございます。具体的にどういった作業っていうことは考えております。はいませんけれども、屋外で、
0:28:41	作業したときに、当然そのダストが今日はそれを吸入して、
0:28:48	被ばくをするっていう想定をしています。
0:28:52	そういう意味で、
0:28:56	特に漁業従事者ですので建設作業歩道
0:29:02	うん、ダストが舞うような中ではないであろうということで、値としてはその建設10地震を従事者よりは小さい値、どちらかという、教授居住者に近いような
0:29:15	またになってるかと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	はい規制庁の岡でございます。わかりましたそれで居住者の屋外と同じ数字だっということですね、設定の仕方はわかりました。
0:29:33	はい。
0:29:38	次に中国が 74
0:29:43	ですけれども、
0:29:49	広州Pの間が農協作業時間、
0:29:58	すいませんあ、失礼しました。これはもう問題なしです。
0:30:05	これ、
0:30:08	と同じかの 9 の 74 で、これも計算式のところなんですけれども、
0:30:15	1 校当たりの
0:30:19	農地をえ一つとですし、
0:30:25	すいません一考滞納そのうちを出してそこに水田率水田の割合を掛けてますよねそう、それはなぜでしょうかというといいますが、その厳しい全焼した量はその線量拘束値を満足するかどうかを確認するためのいわゆる最も厳しい被ばくを受けるという
0:30:45	前提に立つのであれば、0.5 要員をかけずに、そのする水田のほうが厳しいのかのほうが厳しいアートへとございます。
0:30:55	この 2 号要員をかけずに評価したほうが年間の作業時間が長くなるので、厳しくなるのではないかと思うんですけれども、6 ヶ所村ではその現在の生活様式として、水田 100% やってる農家はなくても、もう水位がその水源等を畑作
0:31:16	前補足見やすくやってるのが通常通常とか現在の生活様式だということなんでしょうか。
0:31:29	日本原燃のコザワでございます。必ずしも水田等を両方をやっているとは限らないとは思いますが、もともと前設置の下流域に
0:31:46	どういった
0:31:48	農地ができるのかと。
0:31:50	いったところで必ずしも水田だけができるわけではないということも踏まえて一応こういった
0:31:58	現状の
0:32:00	仮にそれが農地前埋設地の周辺に農地ができたとしたときに、注いに水田になる。
0:32:10	割合がどれぐらいかと言ったようなところを水田の水田率という形で表現しています。
0:32:19	そういう意味ですと厳しい厳しく評価するならばまあ当然あのおっしゃるよい位置を 100% であるというのはあるかと思いますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:35	今現在、水田があるというわけでもございませんので、将来、将来の予測ですので、ある程度、今の農地の
0:32:47	状況を
0:32:48	考えて設定しているとそういう意味では波状に保守的にしないまま、ある程度現実的な保守性を持たせた設定という。
0:33:00	本当だ。
0:33:01	私は考えております。
0:33:03	あと、規制庁の大塚でございます。ですね。
0:33:07	もちろんその過度に保守的にすることを求めるわけではないんですけども、ちょっと繰り返しその審査方針とか変形できますので考えたときにですね。
0:33:18	この 0.5 要員をかけたこの評価っていうのは、おそらく廃棄物埋設地の下の下流あたりにその集落ができたときにその集落の平均的な被ばくを評価するにおそらくこういう設定じゃないかなと思うんです。
0:33:32	ですね。一方で、一番厳しい。
0:33:37	被ばくを受けるのだろうなって考えたときにそれがその厳しい全焼した理由の趣旨ですというふうに整理したので、そのときに、この 0.54 を掛けたものが
0:33:49	総評。いわゆるその後ICRP的に代表的個人に該当するのかどうか、ちょっとそこが今すぐに外筒かけなければならないという 0.54 にかけてはならないというものではないんですけども、ちょっとその審査方針との関係でこれでもし行くのであれば、少しそこを強調していただきたいとおもいます。
0:34:13	はい。
0:34:16	日本原燃の細田でございます。5e. 法案審議いたしました。
0:34:22	はい、規制庁の岡でございますので、併せて時の 74 確からしい支店長とこにチェックついてますけど、これは確からしい全焼はないっていいんですよね居住者なので、
0:34:39	はい。
0:34:40	日本原燃誤差でございます。
0:34:45	御指摘の通りです
0:34:47	確からしい自然事象では
0:34:50	10 社を対象にしておりますので、こちらは対象になります。
0:34:54	修正いたします。
0:34:59	わかんない。
0:35:02	規制庁の佐藤でございます。それとあと質問二つえっとですね、次の 9 の 75 件ですが、
0:35:14	それと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	建設業従事者の屋外労働作業時間 500 時間となってるんですけど。
0:35:21	あとその下に書いてある式
0:35:24	737.5 時間って書いてると思うんですがちょっとその関係はどうなってるんでしょうか。
0:35:46	日本原燃の口座ございませ少しちよっとお時間いただいてちよっと確認させていただきます。
0:35:51	はい。
0:36:23	日本原燃のコザワでございます。
0:36:26	五つ目二つ目のつつうに関しては、一般的な住宅を
0:36:33	作る 500 平米の面積、地下 3 メートルの高さの草固相せ想定したときには、37.5 時間ですけれども、
0:36:45	建設労働者ですので必ずしも一行だけ作ってるわけではございませんていただいたのポツに書いてありますように、
0:36:55	名約 1.5 ヶ月間、
0:36:58	に相当するものが大体 210 時間がかかると 3 ヶ月ぐらいを想定すると大体 500 時間に近くなるということで、
0:37:11	今はやっぱりしかという設定をしているということでございます。
0:37:19	規制庁の多田でございます。500 時間の数字の出どころはわかりました。
0:37:25	が、そうすると、建設業従事者の方は年間 3 ヶ月間働くという設定をしているということですか。
0:37:35	日本原燃のコザワでございます。前設置の
0:37:40	周辺では 3 ヶ月間ということで今は想定しているということです。
0:37:50	なるほど。
0:37:54	いわゆるその汚染された場所での労働としてそのぐらいたということなんですね、
0:38:02	津波それこそ 3 ヶ月とした理由って何かあるものでしょうか。決してその 1 年間ずっと廃棄物埋設労働していただきたいと言ってるわけではなくて、審査方針との絡みでうす関係で、そこはどういう設定考え方なのかということをお尋ねしたい。
0:38:21	主体です。
0:38:46	はい。
0:38:52	はい。
0:38:53	日本原燃の幸田でございます。少し算定の仕方についてはもう少しちよっと根拠のほうは補足させていただいて、ちよっと即答できないんですけども、どうい期間を想定したのかってのは少し

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:08	きちんと整理をしてしたいと思います。本件はありがとうございますのでそれをちゃんと整理をして
0:39:17	100 時間という設定したところがわかるようにしたいと思います。はい、規制庁の岡でございます。ちょっと御確認いただければと思います。ですね。
0:39:30	えーとですね、あの評価パラメータに関しては、次は最後なんですけれども、K-76 ページのところでは渠受注の屋外における居住時間っていうかねパラメータで居住者が 1000 時間居住者以外が 700 時間、
0:39:46	700 時間というのは、働きに出るのでということだと思うんですけれども、最も可能性が高いシナリオの評価対象個人の設定との関係でいうと、
0:39:58	使ってる値というのは、これは、
0:40:01	どちらも数字を使ってますでしょうか。
0:40:06	日本原燃のコザワでございます。基本的には
0:40:12	居住者については、どちらも同じ。
0:40:15	使っています居住者については確からしい自然事象等、
0:40:21	九州自然事象はどちらも汚染時間いう。
0:40:25	値を使っております。
0:40:28	報道については、pcm自然事象だけになりますけども、100 スズキ、
0:40:35	はい。
0:40:36	ことで設計してございます。規制庁の大塚でございます。
0:40:43	前回の審査会合の資料の中で、確からしい支店長したり評価対象個人の決め方として、第三次産業に従事するものが最も多いので、第三次産業に従事するものを居住者としていわゆる最も可能性が高い自然事象シナリオの評価対象法人
0:41:03	として設定しますっていう御説明だったと思うんですけれども、あと、そうすると、評価対象個人は日働きにくい人のケースですよね。そうすると 700、
0:41:17	このプロジェクトとして 700 のほうにならないのはなぜかなと思ったんですが、ちょっとその考え方はどうなりますでしょうか。
0:41:28	日本原燃のコザワでございます。第三次産業の人は一応居住者で代表しているということで、
0:41:39	居住者がどれぐらいの割合で屋外に滞在しているかということで整理はしてま
0:41:52	すけれども、同じくその場で働いてる人も屋外に出る割合としては、
0:41:54	同じぐらいであろうと。
0:41:54	いうことで、
0:41:57	実際に 700 時間がちょっと多めにはなってますけれども、1000 時間は屋内で

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:05	働くということで設定しているということですか。はい。規制庁の岡でございます。ちょっと今の考え方は理解しました。第三次産業に従事する中でも、会社に行く人もいれば、その場で働いてる人もいるんだと後者のほうが線量として高くなるので、
0:42:25	それで代表させますと、そういう考え方だと理解いたしました。
0:42:30	あと、
0:42:34	そう。
0:42:35	どうぞ。
0:42:38	当社の日
0:42:40	評価に関して私からの評価に関しては以上なんですけれども、
0:42:44	ちょっと1点同じ十条がらみで十条13号のところでもまとめ資料を見ていてちょっと1点お願いがありまして、
0:42:55	ちょっとあわせて申し上げてもよろしいでしょうか。
0:42:59	日本原燃のコザワでございます。担当が多分結論で変わりますので、はい、御指摘ください。はい。
0:43:14	はい。
0:43:15	日本原燃宮本でございますよろしくお願いいいたします。はい、規制庁の大塚でございますよろしくお願ひします。バットに関する記載の申請内容についてなんですけれども、許可基準規則解釈では埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の性質及び放射能の方法に応じて、
0:43:35	設計時点において防滴冊利用可能なまるまるというふうになっておりますので、今のそのまとめ資料の書きぶりを見ますと、こけて容器に固型化されたものであるという特性をF。
0:43:52	考慮する。またその廃棄体のリスクを考慮するというような書き方はされてるんですけれども、それをどのように考慮したのかというのが必ずしも明確に書かれてないような気がしております。
0:44:05	これまでヒアリング等々で御説明を受けていた中では基本的にその容器に固型化された従来12号埋設に埋設するものと同じようなものを進めるんだとかそういった特徴があるので、それを考慮して
0:44:22	これこれこういう設計をしたんだというような話を聞いたのこれまでの説明を受けて受けたかと思っております、ちょっとその辺がですねそのまとめ資料の今の書きぶり等を日ヒアリングで御説明いただいた内容とは必ずしも繋がらないところがありますので、
0:44:38	ちょっとそのバックに関する申請内容、これは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:41	許可基準規則解釈に照らして、その審査をしますので、もう少しですね、記載を充実化していただければと思います。
0:44:55	今後のことをございます。今も指摘のところに关しましては、今まで組織が通11のヒアリングですねも往査生物の特徴を考慮しているという記載が今までし、その充電していたものに対して
0:45:13	放射性物質のリスクを考慮するようなものだということで、0と記載はしていたんですけれども、確かに規則の解釈で述べられるような性質や放射能濃度っていうところには触れられていなかったというところでもあります。ですので
0:45:29	今先ほどおっしゃっていただいた様にもありますけれどもちょっと改めてどういった考えを考えたかというところをちょっと今説明させていただければなと思います。
0:45:41	は埋設地の設計においては放射性物質の生活を提案をするというところで、そういう内容としては、放射性物質の種類によって、班員機。
0:45:57	やっぱり放出される放射線の種類エネルギーっていうところがあって、異なってくるというところでして、半減期が長いような放射性物質に対しては、今の設計の中では移行抑制機能ということで、悪縛りを組み合わせておりますけれども、
0:46:15	長期的に往査性物質を移行するということを抑止して上期に対して厳正を図ることと、保護者の無菌性を図るということで、最終的に講習の計線量低減すると。
0:46:30	いう設計のベースがあります。また排液の短いものは一方でその放射線を放出される放射線よりは大きくなっていくというところがありますので、遮への設計をすることによって、その減衰。
0:46:47	車で遮へいを確保するというところで外部費や被ばくを低減する考えがあります。
0:46:58	またですね放射整備廃棄物の放射性物質の特徴といいますか。平成廃棄物の特徴というところで預金固型しかしておりまして、漏えいだったり3っていうものが用意するような状況ではない。
0:47:16	ですが、非常媒体として、放射性物質が移動していくということが考えられるので、
0:47:24	最終的に移行抑制によってまた接することになりますけれども、それを確保するまでに今漏出防止機能設計するというところで、
0:47:36	高精度

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:38	今日押さえというのが基本の設計の考えとなっております。この内容について今まで具体的に少し説明できてなかったというところで進めて記載を追記するような形で考えたいと思います。
0:47:52	規制庁の岡でございます。記載の充実、充実可能県よろしく願いいたします。
0:48:00	一方ですね、ちょっと確認なんですけれども、今御説明いただいた特性、いわゆる廃棄物の特性等をそれを踏まえたその設計というのは、12号埋設とは違うんでしょうか。
0:48:15	日本原燃宮本でございます。今述べた中JA説明安全機能に関する部分で説明しておりましたけれども、来本設12号については
0:48:31	投資安全機能という形で整理していたわけではないですが、同様に閉じ込めるは移行抑制する遮へいするという設計については、変わらないというふうには考えております。はい、既設を使ってございます。
0:48:47	承知いたしました。
0:48:49	今御説明いただいたような内容ですね
0:48:52	事細かにすべてその書く必要ないと思ってるんですけれども、今ちょっと今のそのまとめ資料の方ですと、廃棄物の特性があって、その最後に御選択した技術があってその間が飛んでるようなので、その間を伝える考え方をですね少し記載していただければと思います。よろしく願いいたします。
0:49:17	日本原電の宮本でございます。先ほど説明した内容について何か商業に
0:49:27	改めてマツダ開いた形で
0:49:31	放射性物質の性質である濃度っていうところからエース具体的な設計するまでをつなぐ形で水を作成したいと思います。
0:49:39	よろしく願いいたします。私からは以上です。
0:49:54	規制庁の鈴木です。資料1に戻りまして、
0:50:01	はい。
0:50:08	はい。
0:50:10	補足9-58ページなんですけども間違えました。
0:50:15	間違いました。
0:50:20	補足9-74ページなんですけども。
0:50:24	この設定根拠のところの
0:50:27	上から4行目とか5行目で、
0:50:31	単位がなってるんですけれども、これは、
0:50:34	ヘクタールっていうことでしょうか。
0:50:43	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:45	いうへの効果でございます。はあるんで、ごめんなさい。
0:50:52	わかりました。
0:50:56	あと、
0:50:57	資料1について何かそちら代わりあれでしょうか。
0:51:06	はい。
0:51:10	はい。
0:51:12	日本原燃のコザワでございます。そうこっちらかにはございませんが今、日本
0:51:20	もう弁については
0:51:24	顧客向けにもお聞きしましたので、改めてちょっとまとめ資料として提出させていただきますと思います。
0:51:33	以上です。はい。
0:51:36	規制庁、鈴木です。では、
0:51:39	資料について説明をお願いします。
0:51:57	もう日本原燃の中です資料について御説明させていただきます。
0:52:03	前回の審査会合にて、
0:52:06	コメントをいただいております2ミリシーベルトの廃棄体はかなり20Vの廃棄体を置いたとしても、線量評価に対して、
0:52:15	すべてに包含されているということかということにつきまして、
0:52:19	以下の資料の内容になります。
0:52:24	予約してお伝えしますと、
0:52:28	スカイシャイン線の被ばく線量においては、
0:52:32	このコバルト
0:52:34	すべて評価を行っておりますね。そこで3号の総放射エネルギーはコバルトが
0:52:42	占める割合は約86%で、
0:52:46	年すべての
0:52:48	その他核種につきましても、
0:52:50	コバルトよりも小さいエネルギーであります。
0:52:54	表面線量と眼率につきましては総放射エネルギーから換算した1.4となっておりますが、
0:53:01	こちらでも保守的に見として評価してありますそのため、
0:53:05	スカイシャイン線の被ばく評価においては一定の保守性を有しております。
0:53:10	ここで2mmの廃棄体の内側住民の廃棄体を定置した場合は内側の
0:53:17	2の廃棄体を提出した場合と比べても、数パーセントの全量が増加するものの、
0:53:24	上記に示した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	評価条件の保守性の安易に 10 分おさまって、
0:53:31	おります。
0:53:32	で、液体の受け入れる日程により原料が今日課長があることはありません。
0:53:38	さらに内側の準備を提示する会話場合であっても、受け入れる廃棄体の放射線ええと。
0:53:45	総放射エネルギーの制限があることから、
0:53:48	内側の廃棄体がすべて 10 ミリなることはないということをもちまして、内側の廃棄体には制限を設ける必要はないというふうに考えております。
0:53:58	資料につきましては以上となります。
0:54:03	規制庁のスゴウです。1 点確認なんですけれども、2mmの内側制限はまあ必要ないってことなんですけれども、
0:54:15	評価との関係で、最上段は 0.3 で外周式の設備近傍は 2 ミリっていうのを、この制限は設けるっていう理解でよろしいですか。
0:54:29	はい、日本原燃手話がですね定値条件としまして、3 号につきましては 0.3m m主体上段、
0:54:37	外周仕切記号に見るを設けるということを考えております。
0:54:41	規制庁のスゴウ社はわかりました。
0:55:08	規制庁の岡田でございます。ちょっと 1 点前の確認なんですけれども、廃棄物受け入れ基準との関係でいきますと、今 1 号埋設は両方とも表面線量当量率 10mSv/h以下という一応そういう受入基準があると思うんですけども。
0:55:26	今回変更申請した後で、今その内側の定置内側の廃棄体に対しては制限は設けないってようなことおっしゃってると思うんですがえ等は廃棄確認をする際のはっきりごめんなさいえっと廃棄物受け入れ基準としては従来通り 10m Sv/hでいくという。
0:55:46	ことでしょうかそれともその設定も変えられますでしょうか。
0:55:51	はい。日本原燃島田です。で最大 10 ミリを受け入れるというところは変える。
0:55:57	ことが考えておりません。
0:55:59	規制庁の大塚でございます下痢基準として 10mmであるというふうには理解いたしました。
0:56:32	資料についてこちらからは以上ですが、そちらから。
0:56:36	補足等ありますでしょうか。
0:56:40	日本原燃島田です。こちらの方は特にございません。
0:56:47	規制庁鈴木です。
0:56:50	全体を通して、
0:56:52	何か追加。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:54	そうあれでありますでしょうか。
0:57:03	はい。日本原燃の古田です。
0:57:07	こちらは以上で結構です。
0:57:14	はい、ありがとうございました。
0:57:16	規制庁の鈴木です。
0:57:19	では、本日の
0:57:21	ヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
0:57:26	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。